



平成 23 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 立 飛 企 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 山 正 道
(コード番号 8821 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 門 長 林 勲
(TEL. 042-536-1111)

親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 23 年 10 月 26 日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 異動が生じた経緯

株式会社レヴァーレ（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 8 月 30 日に平成 23 年 8 月 31 日から平成 23 年 10 月 19 日までの 33 営業日を公開買付期間として当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、公表されたとおり、平成 23 年 8 月 31 日から開始され、撤回されることなく、本公開買付けの公開買付期間の最終日である平成 23 年 10 月 19 日を以て終了しましたが、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社普通株式 7,995,170 株の応募があり、本公開買付けが成立した旨の報告を受けました。

この結果、平成 23 年 10 月 26 日（本公開買付けの決済開始日）付で公開買付者の議決権の当社の総株主の議決権に対する割合が 50%超となり、当社の主要株主である筆頭株主であった新立川航空機株式会社の議決権の当社の総株主の議決権に対する割合を超過しますので、同社が当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、公開買付者が新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である株式会社 I H I 及びエフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティエディーは、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、同日付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	株式会社レヴァーレ
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋本町三丁目 8 番 5 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 石戸敏雄 代表取締役 村山正道
(4)	事 業 内 容	1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業

	<p>(1) 航空機および航空機器の製造販売ならびに修理</p> <p>(2) 金属製品の製造販売および修理</p> <p>(3) 各種医療用具の製造販売および修理</p> <p>(4) 各種機械器具の製造販売および設置工事業、管工事業</p> <p>(5) 不動産の賃貸借、管理、売買、仲介および鑑定</p> <p>(6) 倉庫業</p> <p>(7) 陸上運送業</p> <p>(8) 流通機構の一環としての施設の管理運営に関する事業</p> <p>(9) スポーツ、レクリエーション等施設の経営ならびに関連用品の 販売</p> <p>(10) 住宅および住宅用各種設備の展示販売</p> <p>(11) 建設工事の請負および資材諸器具の製造販売</p> <p>(12) 給油所、食堂ならびにたばこ、飲料品、食料品、日用品等の販 売</p> <p>(13) 建物および施設内外の清掃請負業務</p> <p>(14) 損害保険代理店業務</p> <p>(15) 関係会社への投資</p> <p>(16) 前各号に関連する一切の事業</p> <p>2. 前号に付帯関連する一切の業務</p>
(5) 資 本 金	15,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 23 年 7 月 26 日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社サリエンテ 100%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありませんが、当社の代表取締役社長である村山正道が公開買付者の 100%親会社である株式会社サリエンテの発行済株式の 50%を保有しております。また、当社の取締役である美馬慎一郎は、同社に出資を行う予定です。
人 的 関 係	当社の代表取締役社長である村山正道が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当いたしません。 なお、当社の代表取締役社長である村山正道は、公開買付者の代表取締役を兼務しており、公開買付者の完全親会社である株式会社サリエンテの議決権の 50.00%を保有しております。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	新立川航空機株式会社
(2) 所 在 地	東京都立川市高松町一丁目 100 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石戸敏雄
(4) 事 業 内 容	航空機部品等製造業、不動産賃貸業
(5) 資 本 金	551,443,450 円

(3) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

① 株式会社 I H I

(1) 名 称	株式会社 I H I
(2) 所 在 地	東京都江東区豊洲三丁目 1-1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 釜和明

(4) 事業内容	金属加工機械、風水力機械、物流、機器、ボイラ、原子力機器、化学機械、汎用機械、ジェットエンジン、宇宙機器などの製造、販売等
(5) 資本金	95,762,000,000円

② エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー
(Effissimo Capital Management Pte Ltd)

(1) 名称	エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte Ltd)
(2) 所在地	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 23885 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 (Director) 高坂卓志
(4) 事業内容	投資顧問業

3. 異動前後における当該株主の議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社レヴァーレ

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	79,951 個 (57.67%)	56,632 個 (40.85%)	136,583 個 (98.52%)	第1位

(2) 新立川航空機株式会社

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭 株主	55,169 個 (39.79%)	—	55,169 個 (39.79%)	第1位
異動後	主要株主	55,169 個 (39.79%)	—	55,169 個 (39.79%)	第2位

(3) 株式会社 I H I

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	14,033 個 (10.12%)	—	14,033 個 (10.12%)	第3位
異動後	—	—	—	—	—

(4) エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー
(Effissimo Capital Management Pte Ltd)

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	24,486 個 (17.66%)	—	24,486 個 (17.66%)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

(注) 1. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が平成23年8月12日に提出した第116期

第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主の議決権の数(138,640個)を分母として計算しております。

(注)2. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、少数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成23年10月26日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全て(新立川航空機株式会社及び立飛開発株式会社が保有する当社株式並びに当社が所有する自己株式は除きます。)を取得することができなかったことから、平成23年8月30日付けで開示を行った「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社に対し、本日付で、(i)当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、(ii)前記(i)による変更後の定款に対し、当社の全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び(iii)当該全部取得条項が付された当社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)の取得と引き換えに別の種類の当社の株式を交付することの各議案を付議議案に含む株主総会及び前記(ii)の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を要請して参りました。

なお、公開買付者、新立川航空機株式会社(以下「新立川航空機」といいます。)及び立飛開発株式会社(以下「立飛開発」といいます。)は、前記の各手続き(以下「本全部取得手続き」といいます。)が実施された場合には、前記の株主総会及び種類株主総会において、前記の各議案に賛成するとの予定に変更はないとのことです。

本全部取得手続きが実行された場合には、当社の全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)は当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には、当該取得の対価として当社の別の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該株式の売却の結果、当該株主の皆様には交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が保有していた当社株式の数を乗じた価格と同一の価格になるよう算定するとの予定に変更はないとのことです。

また、全部取得条項が付された当社株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数に関し、公開買付者、新立川航空機及び立飛開発が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式は除きます。)を保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるように計算するとの予定につきましても変更はないとのことです。

当社は、本日付けで別途開示した「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための

基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、上記臨時株主総会及び種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 11 月 5 日その基準日と定め、平成 23 年 10 月 21 日付けで基準日設定公告を行うことを決定いたしました。なお、上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催は平成 23 年 12 月を予定しておりますが、開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。なお、本プレスリリースは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、本全部取得手続きが実施され、公開買付者が、当社の発行済株式の全て（新立川航空機及び立飛開発が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を所有することとなった場合には、当社普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することになります。

以上